

浜松市開発許可指導基準の 見直しについて【概要】

■ 目的

- I 都市計画法施行規則第 26 条第 1 項第 5 号、第 6 号、第 7 号の排水施設における柵、マンホールの構造に関し、対象となる排水施設の明確化、構造基準の詳細を明記
- II 都市計画法施行規則第 23 条第 1 項に規定される擁壁を水路、河川、側溝の前面に設置する場合の設置基準において河床、水路及び側溝の底からの根入れとし、審査の円滑化を図る。

■ 見直しの主な内容

I 排水施設の構造基準について

該当箇所：第 3 章 排水施設 _____ 新旧：p49

第 1 節 開発区域内の排水施設に関する基準

(2) 排水施設の構造基準

⑤柵・マンホールの設置

【内容】

柵、マンホール設置基準において柵、マンホールの設置を要する対象の排水施設を下記の通りとする。

専ら下水を排除すべき排水施設として明記する。

II 水路、河川に接し、擁壁を設置する場合の根入れの基準について

該当箇所：第 7 章 地盤の安全等 _____ 新旧：p98, 99

第 2 節 擁壁に関する基準

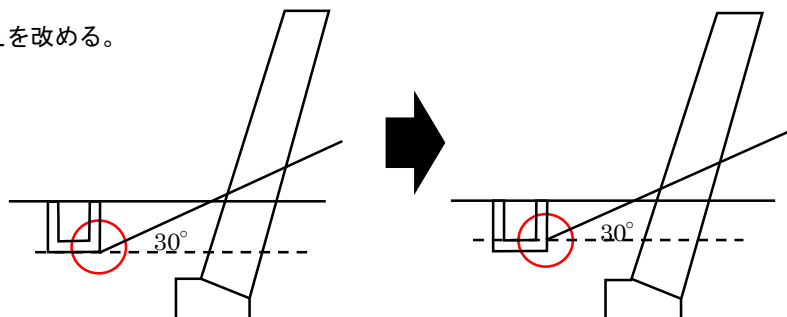
(4) 構造細目

⑧水路、河川に接している場合

【内容】

水路、河川、側溝の前面に擁壁を設置する場合の設置基準

盛土規制法の擁壁設置基準に整合させるよう下図のように水路構造物から擁壁の根入れの考えを改める。



この見直し（改正）は令和 8 年 4 月 1 日改訂である。